

第13号議案

府中市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市市税条例の一部を改正する条例

府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第50条第3項第1号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第50条第3項第1号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は</p>

寮等の所在)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第60条の2 省 略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 省 略

2 省 略

(種別割の減免)

第81条 省 略

2 省 略

寮等の所在)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第60条の2 省 略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 省 略

2 省 略

(種別割の減免)

第81条 省 略

2 省 略

- (1) 省 略
- (2) 軽自動車等の所有者等の氏名及び住所又は名称、事務所若しくは事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地）

(3)～(8) 省 略

3 省 略

（特別土地保有税の減免）

第124条の3 省 略

2 省 略

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (1) 省 略
- (2) 軽自動車等の所有者等の氏名及び住所又は名称、事務所若しくは事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地）

(3)～(8) 省 略

3 省 略

（特別土地保有税の減免）

第124条の3 省 略

2 省 略

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) 省 略

3 省 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第132条 省 略

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(3) 省 略

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(2)～(3) 省 略

3 省 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第132条 省 略

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(3) 省 略